

○鳥取市男女共同参画推進条例施行規則

平成14年3月26日

鳥取市規則第15号

改正 平成14年9月26日規則第35号

平成17年3月30日規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市男女共同参画推進条例(平成14年鳥取市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(男女共同参画週間)

第2条 条例第12条第3項に規定する鳥取市男女共同参画週間は、10月6日から10月12日までとする。

(本条…追加〔平成14年規則35号〕)

(登録の申請及び通知)

第3条 条例第17条第1項に規定する申請は、男女共同参画団体登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則
- (2) 構成員の名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第17条第3項の規定により登録の申請を審査したときは、男女共同参画団体登録決定通知書(様式第2号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(旧2条…繰下〔平成14年規則35号〕)

(登録簿)

第4条 市長は、条例第17条第3項の規定により登録した男女共同参画団体(以下「登録団体」という。)について、男女共同参画団体登録簿(様式第3号)に記載し、備え置くものとする。

(旧3条…繰下〔平成14年規則35号〕)

(登録事項の変更)

第5条 登録団体は、次に掲げる事項について変更した場合は、速やかに男女共同参画団体登録事項変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則
- (2) 名称

(3) 代表者の氏名及び住所

(旧4条…繰下〔平成14年規則35号〕)

(登録の取消し)

第6条 条例第18条第1項に規定する届出は、登録団体取消届(様式第5号)を市長に提出してしなければならない。

2 市長は、条例第18条第3項の規定により登録団体の登録を取り消したときは、登録団体取消通知書(様式第6号)により、当該登録団体に通知しなければならない。

(旧5条…繰下〔平成14年規則35号〕)

(活動状況報告)

第7条 条例第19条に規定する活動状況の報告は、当該団体の活動年度終了後2月以内にこれを行わなければならない。

(旧6条…繰下〔平成14年規則35号〕)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(旧7条…繰下〔平成14年規則35号〕)

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月26日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月30日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

男女共同参画団体登録申請書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 団体の名称
代表者の住所
代表者の氏名
電話番号

男女共同参画団体の登録を受けたいので、鳥取市男女共同参画推進条例第17条第1項の規定に基づき申請します。

様式第2号(第3条関係)

男女共同参画団体登録決定通知書

様

鳥取市長

年 月 日付けで申請のありました男女共同参画団体の登録については、
審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

- | | | |
|---------|------|-------|
| 1 決定区分 | 登録する | 登録しない |
| 2 登録団体名 | | |
| 3 登録年月日 | | |
| 4 理由 | | |

(登録しないことと決定したとき)

(教示)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第3号(第4条関係)

男女共同参画団体登録簿

1 登 録 年 月 日

2 名 称

3 規約、会則又は活動内容

4 代 表 者 の 氏 名

5 会 員 数

様式第4号(第5条関係)

男女共同参画団体登録事項変更届

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 団体の名称
代表者の住所
代表者の氏名
電話番号

鳥取市男女共同参画推進条例施行規則第5条の規定に基づき、次のとおり変更したので届け出ます。

1 登録年月日	
2 届出区分	(1) 団体の会則又は規約の変更 (2) 団体の名称の変更 (3) 代表者の変更
3 内 容	新
	旧

様式第5号(第6条関係)

登 録 団 体 取 消 届

鳥取市長 様

届出者 団体の名称
代表者の住所
代表者の氏名
電話番号

登録団体の登録を取り消していただきたいので、鳥取市男女共同参画推進条例第18条第1項の規定により、届け出ます。

様式第6号(第6条関係)

登 録 団 体 取 消 通 知 書

様

鳥取市長

鳥取市男女共同参画推進条例第18条第3項の規定に基づき、下記の理由により、貴団体を登録団体の登録から取り消したので通知します。

記

- 1 取消日
- 2 取消理由

(教示)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第1号（第3条関係）

（本様式…一部改正〔平成14年規則35号〕）

様式第2号（第3条関係）

（本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕）

様式第3号（第4条関係）

（本様式…一部改正〔平成14年規則35号〕）

様式第4号（第5条関係）

（本様式…一部改正〔平成14年規則35号〕）

様式第5号（第6条関係）

（本様式…一部改正〔平成14年規則35号〕）

様式第6号（第6条関係）

（本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕）